

議案第26号 小松島市介護保険条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

所管例規の再確認の結果に基づき、引用条文の条ずれに伴う改正を行うほか、短期・長期譲渡所得にかかる特別控除に関する規定等について所要の改正を行うもの。

小松島市介護保険条例(平成12年小松島市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 84,960円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 84,960円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)</u>が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>追加</p>

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第8号イ, 第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(7)~(11) (略)

2 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得, 喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。), ロ若しくはハ, 第2号ロ, 第3号ロ, 第4号ロ, 第5号ロ, 第6号ロ, 第7号ロ, 第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は, 当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第4条第1項第6号から第10号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。), 次号イ, 第8号イ, 第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(7)~(11) (略)

2 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得, 喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。), ロ若しくはニ, 第2号ロ, 第3号ロ, 第4号ロ, 第5号ロ, 第6号ロ, 第7号ロ, 第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は, 当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第4条第1項第6号から第10号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

改正

<p>4 (略)</p> <p>(保険料の督促<u>手数料</u>)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第14条 小松島市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段____ _____, 法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、 法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により 被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円 以下の過料を科する。</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第7条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセン トの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわら ず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和3 2年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パ ーセントの割合に満たない場合にはその年(以下この条において 「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセ ントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基 準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パー セントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの 割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割 合を超える場合には年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>4 (略)</p> <p>(保険料の督促等____)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第14条 小松島市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、 法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後 段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定によ り被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万 円以下の過料を科する。</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第7条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセン トの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわら ず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法____ ____第93条第2項の規定により告示された割合に年1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パ ーセントの割合に満たない場合にはその年(以下この条において 「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセ ントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基 準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パー セントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの 割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割 合を超える場合には年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>改正</p> <p>追加</p> <p>削る</p>
---	--	-------------------------------